

第 34 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 34 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和 2 年 7 月 29 日 午後 1 時 57 分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 農地法の適用外であることの証明願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 7 名）

議長	菊地 英浩君	2 番	鈴木 力男君
3 番	古内 嘉博君	4 番	中村 亨 君
5 番	廣澤 恵美君	6 番	細谷 知成君
7 番	藤原 重信君	8 番	欠 員

（農地最適化推進委員 10 名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
	日頃市地域	木村マリ子君		
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊池 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（2 名） 1 番 金野たか子君
9 番 熊谷 玲子君

事務局出席者

局 長	飯田 秀 君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

午後1時57分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ではございますが、全員揃いましたので、これより第34回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。今年の梅雨は梅雨らしい梅雨と言いますか、毎日のように雨が降っております。水稲、野菜の生育にも影響が出ており、日照不足のため、水稲は草丈は伸びておりますが、イモチ病の心配が、また野菜も病気が心配されます。収穫量も減少していると聞きました。その影響でスーパーでは例年の1.5倍とか3倍近い値段がしているなど、消費者にも厳しい梅雨となっております。

話は変わりますが、いよいよ地域農業マスタープランの座談会が8月4日から7日までの4日間、市内8箇所で行われます。皆さんには今後の地域農業、農地利用のあり方についての話し合いですので、是非出席していただきたいと思っております。

最後に6月30日、農業会議の定時社員総会が行われ、高前田会長が退会されました。総会後の理事会において岩手県農業振興課の杉原永康氏が新しい農業会議の会長となりましたことを報告いたしまして、挨拶いたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は7名、推進委員は10名であります。欠席の通告のあった農業委員は1番金野たか子委員、9番熊谷玲子委員の2名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月6月25日開催の第33回総会以降の経過報告でございます。主なものといたしまして6月30日、盛岡市において岩手県農業会議定時社員総会が開催され、菊地会長と私が出席をいたしました。7月15日には第52回岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、菊地会長が常設審議委員として出席をしております。7月15日から20日にかけて市内4地区において農業者年金に係る特定処分対象農地調査を行っております。対象地区の農業委員、推進委員の皆様にはご協力をいただきました。たいへん有難うございました。調査の結果等につきましては、総会終了後の事務連絡においてご報告をさせていただきたいと思っております。7月22日には農業者年金のPRとして大船渡市農協の本店、各支店を菊地会長と羽根川係長が訪問いたしまして、チラシの配付を行なったところでございます。

次に次回総会までの行事予定でございます。先ほど会長のお話しにもございましたが、8月の4日から7日にかけてマスタープラン地区の座談会が市内8地区において開催されますので、担当地区の農業委員、推進委員の皆様にはご出席をお願いいたします。なお総会終了後に担当であります市の農林課、松川係長が座談会についてのご説明を行うということになっております。8月12日には盛岡市で第53回岩手県農業会議の常設審議

委員会が開催されますので、菊地会長が出席する予定としております。最後になりますけれども、次回第 35 回総会は 8 月 27 日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。なお、日程等についてご不明な点等がございましたならば、事務局までお尋ねをいただきたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には 2 番鈴木力男農業委員、3 番古内嘉博農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 3、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 資料の 2 ページをご覧ください。報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告いたします。

番号 1 番、登記地目はいずれも畑、現況地目は畑あるいは雑種地です。面積はあわせて 3,733 m²。権利を取得した事由は相続による取得です。6 月 29 日届出、6 月 29 日受理です。続いて 2 番、登記地目畑、現況地目が畑で一部が宅地になっておりました。このため分筆して転用の手続きが必要であるということを指導した上で、この届出は受理をいたしました。面積が 1,308 m²。相続による権利の取得。7 月 9 日届出、7 月 9 日受理です。3 ページをお開きください。番号 3 番、赤崎町字中井 123 番 1、登記地目、現況地目ともに畑、面積は 813 m²です。届出人熊谷修、赤崎町。権利を取得した事由は相続による取得です。被相続人は熊谷鶴松。6 月 19 日届出、6 月 22 日受理。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告第 1 号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 4、議案第 1 号農地転用事業計画の変更申請について

を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 議案書の4ページをご覧ください。地図は1ページでございます。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、登記地目が田、現況地目が雑種地となっております。面積が187㎡。売買。転用目的は一般個人住宅、居宅地上2階地下1階建1棟、64.59㎡、駐車場3台です。転用理由は、継承者は被災者であり、現在借家住まいであるため、土地を取得し自宅を建設するものであります。あわせて5条申請を行います。この転用事業計画については平成27年に居宅として転用許可をしております。現在は造成された土地となっております。計画どおり事業を遂行できない理由については、転用事業者の自宅許可当時の住所、地図にもその土地は表示してありますが、ここが自宅で、この隣の土地を取得することができたので自宅敷地が広く利用できることとなったために経済面、利便性、家族の意見等を考慮し、当該地での事業を断念したところですが、そして今回、譲受人が土地を探していたため継承するということにしたものであります。立地基準については用途地域を定めた第3種農地のため立地基準を満たしております。一般基準については融資証明により資金の確保を確認し、事業の実施は確実であり、周辺農地に影響はないため基準を満たしております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。周辺は住宅地となっております。当初の計画では、今回の譲渡人が自宅近くの当該地に自宅の別棟を建築したいという計画で、平成27年に転用許可となりました。しかしその後、自宅に隣接する土地を取得したため、当該地への建築は断念することになったということです。今回の譲受人は被災し、現在借家住まいであるため、当該地を取得し自宅を建築したいとのことでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） それでは5ページをご覧ください。議案第2号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図の2ページになります。地図の2ページに番号1番と番号2番が二つ掲載されております。1番、登記地目、現況地目ともに畑、面積1,239㎡のうち86㎡。賃貸借。転用目的は通路、一時仮設通路86㎡です。転用理由として工事施工のための一時仮設通路を造りたいということで、令和2年8月1日から令和3年6月30日までの一時転用です。この借受人は、この場所で行われている県道建設工事を行うものです。続いて2番、登記地目、現況地目ともに畑です。面積257㎡。賃貸借です。転用目的は資材置場です。転用理由は、工事を行うための資機材置場・作業ヤードとして利用したい。これも同じく許可の日から令和4年3月までの一時転用です。いずれも第3種農地です。ここは駅から300m以内であるため第3種農地になります。6ページをご覧ください。番号3番、3番については地図は1ページです。登記地目田、現況地目は雑種地です。これは4ページで説明した利用計画変更と同じですので、ご覧いただきたいと思います。続きまして4番、4番は地図は3ページです。登記地目、現況地目ともに畑。面積は2,284㎡。権利の種別は賃貸借です。転用目的は、資材置場等。現場事務所20.7㎡、倉庫6.5㎡、トイレ6.0㎡、資材置場1,100㎡、駐車・駐重機場、通路など401㎡。この土地2,284㎡のうち750㎡については法面になっております。転用理由は、下水道工事の工事用資材置場に利用したい。令和2年8月1日から令和3年4月30日までの一時転用です。こちらも用途指定されている第3種農地。これら四つの案件については、立地基準についてはいずれも第3種農地のため基準を満たしております。一般基準については残高証明又は融資証明により資金の確保を確認し、事業の実施は確実であり、周辺農地に影響はないため、基準を満たしております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第2号1番と2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番と2番について報告をします。初めに1番についてですが、現地の確認と貸付人からの聞き取りは7月26日、借受人からは7月の27日に電話で聞き取りを行いました。周辺及び現地の状況ですが、申請地付近一帯は津波浸水地域で、申請地は震災後から耕作されていなかったこともあって、雑草が繁茂している現況です。次に申請に至った経緯になりますが、現在、県道の海岸に近いところは山側に新ルートを工事中ですが、このことに伴って道路工事を受注するため、現場付近に仮設の現場事務所を設置するとともに、作業現場に通じる仮設道路が必要になったとのこと。なお現場事務所は農地以外の場所に設置してあります。周囲への影響についてですが、仮設通路の施工に当たっては現状の土砂を整地し、その上に

敷鉄板を設置するとのことで、工事完了後は敷鉄板を撤去することで現状を回復するとのことです。ちなみに仮設通路は全体で長さ約 20m、幅約 4 m で、車両や作業員が通行するとのことです。なお周辺には耕作している農地はなく、特に影響がないものと思われます。

次に 2 番について報告をします。現地の確認は 7 月 26 日、借受人からは 7 月 27 日に電話で聞き取りを行いました。周辺及び現地の状況ですが、申請地付近は住宅と農地が混在している地域で、申請地は所有者が遠方に居住していることもあって、現在は耕作をしていませんが、親戚の方が草刈りなどを行なって管理しているところです。次に申請に至った経緯ですが、県道の道路工事にあわせて橋梁を改修することとなり、現場付近に資材置場及び作業ヤードが必要となったとのことでした。周囲への影響についてですが、資材置場及び作業ヤードの施工に当たっては、申請地の表面に土木シートを敷き、その上に砂利を敷き、更にその上に鉄板を敷くとのことで、工事完了後は敷鉄板と砂利、土木シートを撤去し現状に回復するとのことです。なお北東側に耕作している畑はありますが、畑の隣地にある居宅への幅 2 m の通路を挟んでいますので、周囲への影響は特にないものと思われます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 2 号 1 番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 1 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 1 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 2 号 2 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 2 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 2 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 2 号 3 番と 4 番について 5 番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5 番（廣澤恵美君） 5 番廣澤です。申請番号 3 番について報告します。地図は 1 ページ目にあります。先ほどの事業計画変更の案件であり、譲受人は当該地へ自宅を建築したいとのことでした。申請地に隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響などは特にない

ものと考えられます。

続いて申請番号4番について報告します。27日に現地調査を実施しました。付近には公民館があります。周辺は住宅と農地とが混在した場所となっていますが、休耕畑の多いところとなっています。申請地の現況も休耕畑となっています。今回、借受人は、申請地を下水道工事のための工事用資材置場などとして利用したいとのことでした。隣接する農地はなく、周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号4番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） それでは7ページをご覧ください。議案第3号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

番号1番、地図は4ページです。登記地目畑、現況地目は雑種地です。面積339㎡。非農地の事由ですが、平成23年の津波で被災し瓦礫が堆積、撤去後は農地利用は不可能な状態で今日に至っております。都市計画事業により宅地化のために区画整理された土地であり、畑としての利用状況にはなく、登記簿地目も農地でないと考えていたものであります。用途地域が工業地域で第3種農地であります。次に2番、地図は5ページです。登記地目畑、現況地目は宅地、面積4,350㎡。非農地の事由は、願出人の亡父が土地を貸し借地人が貸別荘を建てたものです。相続登記し、農地であることを知ったために、今回申し出がありました。第2種農地であります。次に3番、地図は6ページです。登記地目畑、現況

地目宅地、1,113 m²。非農地の事由は、願出人の亡父が三陸道の代替地として購入し事務所を建てました。相続登記し、農地であることを知ったために今回の申請に至ったものです。第2種農地であります。次に8ページをお開きください。番号4番、地図は7ページです。登記地目はいずれも畑、現況地目はいずれも山林、面積は合計1,867 m²。非農地の事由は、2筆の畑は義理の父が耕していましたが、病気で倒れ数年間耕作を止めていました。その間に畑一面に雑木が生い茂り、畑地に戻すことが困難になって杉を植えたものです。地目変更の登記は必要とは思っていませんでしたが、最近地目を変えた時には、土地の所有者は地目変更登記を申請する義務があると知ったために今回の申し出に至ったものであります。第2種農地であります。次に5番、地図は8ページです。登記地目田、現況地目水路です。58 m²。非農地の事由は、当該地の近隣土地の居住者が昭和59年当時から排水路として利用し現在に至っております。平成9年に現在の所有者が相続したが、長年、排水路として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため、今回の申し出に至りました。次に6番、地図は9ページです。記地目畑、現況地目は宅地、面積は72 m²。非農地の事由は、願出人の居住地への通路として昭和34年当時から利用し、現在に至っております。長年、通路として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えておりました。また願出人の父親が取得した土地ではありますが、当時手続きした本人が死亡しており、経緯等については不明でございます。第2種農地になっております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。27日に現地調査を実施しました。地図にある施設は、現在アパートとなっており、その南側には別の建物があるところですが、申請地は平成23年の津波で被災した場所であり、瓦礫が堆積。現在は撤去され更地となっておりますが、農地への復旧は困難であると見てまいりました。申請地周辺は住宅地となっており、申請地を適用外にすることによる周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番について大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤優子君） 申請番号2番についてご報告いたします。30年ほど前、願出人の亡くなったお父様が借地人に土地を貸したところに、そこに借地人が建物を建てられたようです。その願出人のお父さんが亡くなり、相続を受けたようですが、翌年、ご主人も亡くなり慌ただしく、そのままの状態になっていたようです。そして今回申請に至りました。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号3番について大船渡地区末崎地域村上雄司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上雄司君） 推進委員の村上です。議案3号番号3番について調査の報告をいたします。7月の26日午前9時頃に願出人にお会いし、申請に至った経緯と現地確認をいたしました。願出人の父は造園業を営んでおりましたが、非農地の事由にもありますように、所有していた土地が三陸道にかかったために収用されまして、代替地として申請地を取得したものです。父が亡くなり、相続登記の際に農地であることがわかり、今回の申請に至ったものです。申請地ですが、地図では6ページになります。地内には非農地の事由にありますように、事務所、倉庫、物置、休憩所が建ち宅地になっており、農地に戻すのは困難と思われまます。申請地の北側には建造物が設置してあり、西側は国道、東側は県道、南側は自己所有地で造園用の庭木が植えてあります。農地は全くなく、周りに与える影響はないものと思われまます。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号4番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。4番について報告をします。初めに申請地がわかりにくい場所なので、道案内をすると、所有者の関係者から申し出があったことから、7月3日、事務局による現地調査にあわせて私も同行し、事務局員2名とともに現地確認と聞き取りを行いました。なお道案内と現地対応をしていただいた方と所有者の関係になります。その方からみて所有者の一人は義姉で、残りの所有者は姪御さんになります。所有者の方々は遺産相続をしたものの、申請地に係る事情等をよくわからないことから、関係者が立ち会うことにしたとのことでした。現地の状況ですが、南北と東側一帯が杉林で西側は休耕畑となっています。次に申請に至った経緯になりますが、所有者の一人からみて義父が主に4番地は小豆を、また9番地には小麦を収穫していたようですが、義父が亡くなった前後数年間は申請地を耕作放棄していたこともあって、平成元年頃に耕作は困難と判断し杉を植林して現在にいたっているとのこと。これまで現況が山林であること、また課税も山林であったことから、登記地目について特に気にすることもありませんでしたが、この度、地目変更を行なった際には手続きが必要であることを知ったため、申請を行ったとのことでした。4番地、9番地、いずれの農地も30年以上耕作放棄され杉林となっており、今後も現況のまま変更の予定はないとのことから、農地として再起することは著しく困難であると思われ。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号4番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号5番について7番藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番(藤原重信君) 7番藤原でございます。議案第3号番号5の調査報告をいたします。7月26日の午後に現地の確認と関係者3名からの聞き取りをいたしました。水路の部

分を残して周辺隣地は1 mぐらい高く埋立てされておりました。水路は田を耕作していた時代に農業用水路として作られたものということでございます。埋め立てられ地形が変わってからは公の水路と思って、周辺世帯の生活排水路として利用してきたとのことでした。このほど願出人から水路の部分にも土を盛って隣の所有地と同じ高さにしたいとの話を聞いて、所有者が願出人であったことがわかり、改めて周辺の方々が願出人にお願いをし、水路を残してもらうことにしたとのことでした。願出人は現況が生活排水路なので、土地家屋調査士に相談し、農業委員会に適用外証明願申請。許可が出次第、地目の変更手続きをしたいとのことでした。先々は利用している方々の誰かが所有することになるだろうとの話も聞いてまいりました。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号5番について質疑、意見を許します。何かございませんか。はい3番古内嘉博委員。

○3番（古内嘉博君） 3番古内です。事務局にお聞きします。この件はこれでいいんですが、実際に使っている田んぼにある水路というのは農地として認められる、農地となっていないのでしょうか。

○局長補佐（鈴木康司君） 水路として図面に載っているものもあると思います。多くはそうなっていると思いますけれども、あとは田んぼに用水を引くために付けた水路であれば、それは田んぼの中の農地として認められると思います。

○議長（菊地英浩君） よろしいでしょうか。その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号5番について本委員会において願いのとおりに決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号5番について本委員会において願いのとおりに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号6番について4番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。7月20日に事務局のお二人と現地を確認して、その後、願出人本人から電話でお話を伺いました。当時は南側の赤線を通路として利用していましたが、狭いため北隣の方から譲り受け、そのまま通路として長年利用してきました。願出人の父が取得手続きを行なったようですが、細かいことは聞いておらず、その父が亡くなり、相続手続きの段階で農地であったとわかり、今回の申請となりましたということのようです。現在はきちんと舗装されておりました。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号6番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号6番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第34回総会を閉会いたします。引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

午後2時43分閉会